追加検査料金の取扱いについて

検査には追加検査が必要となり、後日、検査料金を追加請求させていただく場合があります。また、検査内容によっては高額となる場合もあります。入院中に検査を実施し、退院後に追加検査が必要となった場合は、外来にて検査料金を請求させていただくこととなります。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

◎検査の追加は、主に次のような検査で発生します◎

・病理診断

→検査後から病理組織標本の作製までには数日かかり、病理医による病理診断が行われます。その結果に基づき追加検査（免疫染色、遺伝子検査等）が必要と判断される場合があります。内容によっては、数千円～数万円程度の追加請求となります。

・細菌検査（痰、尿、便、滲出液等）

→病気に関連する細菌が見つかった場合には、その細菌に対して最も効果があるお薬を特定するための検査（薬剤感受性検査）が必要となります。結果が出るまで1～2週間かかります。概ね約半数の方に行われ、追加料金は約百円程度です。

※その他検査においても、必要に応じて追加検査が発生する場合があります。

※高額療養費等により自己負担限度額に達している場合は、追加検査を実施しても追加請求はございません。
（病院では法令上、入院、外来、医科、歯科別の限度額計算となりますが、世帯合算に該当すると還付を受けられる場合があります。詳細は加入されている保険者にご確認ください）

令和8年11月

柏崎総合医療センター